

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日の翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

- 保険医療機関の指定
- 保険医の登録
- 土地改良区の役員の就退任 (二件)
- 土地改良区の役員の就任
- 土地改良区の役員の退任 (二件)
- 土地改良事業の認可 (六件)

## 告 示

### 鳥取県告示第七百九十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に  
基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保

険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十  
二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十七年八月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
面谷外科医院	鳥取市吉方温泉四丁目三一五	昭和五十七年七月十六日
加藤 医 院	八頭郡用瀬町大字用瀬三八二	昭和五十七年七月二十六日
足立歯科医院	境港市上道町一八五五	昭和五十七年七月三十一日

### 鳥取県告示第七百九十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に  
基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局  
の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政  
令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十七年八月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
鳥羽 信行	鳥医第二、八〇〇号	昭和五十七年七月十六日
岡田 隆好	鳥医第二、八〇一号	"
荻原 嘉洋	鳥医第二、八〇二号	"
石谷 暢男	鳥医第二、八〇三号	"
庄司 洋子	鳥医第二、八〇四号	"
松田 隆	鳥医第二、八〇五号	"

鳥取県告示第七百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり庄内土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年八月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の氏名及び住所

理事 古村 文孝 西伯郡名和町大字押平一五四  
 " 桑本 則雄 " 大字高田四九二

就任した役員の氏名及び住所

理事 古村 文孝 西伯郡名和町大字押平一五四  
 " 桑本 義夫 " 大字高田四二六  
 " 前田 陸正 " 一五六  
 " 松田 隆徳 " 大字押平五三  
 " 前田 繁義 " 大字茶畑八二一五  
 " 山田 節雄 " 大字押平一八五一二  
 " 野口 嵩 " 四七九  
 " 勝部 榎文 " 大字大塚四五五一  
 " 中原 昭昌 " 四三六  
 " 中原 守夫 " 四三六  
 " 谷 寛治 " 五六〇  
 " 細谷 国雄 " 大字古御堂二三三  
 " 小原 茂隆 " 大字押平七一六  
 " 門脇 稔 " 大字茶畑一二四  
 " 森続 重高 " 一六〇  
 " 中原 義高 " 五九七一九

西山安太郎 大字押平一〇八

谷野 拓男 一六一

中原 繁 四二四

中原 行治 四三八

美柑 康夫 大字大塚八三

勝部 名将 八二

野口 圭 大字茶畑四〇二

吉野 澄雄 大字古御堂三七六

谷田 義雄 大字押平七一三

古村 睦正 一五六

中原 秀雄 大字高田四六六

昭和五十七年五月十九日就任 任期二年

鳥取県告示第八百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり米子市尚徳三ヶ堰土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年八月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の氏名及び住所

理事 長谷川富夫 米子市青木五五五―三

乗本 貞雄 橋本二六一

乗本 吉郎 二五七

加藤 幡敏 三五四

山脇 浩 榎原五九三

小村 勝美 八一五

松浦 透 八三〇

小林 実 大袋三四二

江原 勝美 青木五〇四

横山 勝将 一一一二

高田 茂 榎原一四三八―二

渡部 芳夫 一九六

加藤 孝己 橋本二七一

長谷川芳美 青木五一〇

江原 明 九六六

昭和五十六年三月二十日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 宇田川 栄 米子市大袋三三二

長谷川富夫 青木五五五―三

長谷川芳美 五一〇

江原 勝美 四九八

江原 明 九六六

田中 照 一一一八―二

牧田 孝男 榎原五八〇

山本 守	三七七
高田 茂	一四三八一二
十祖 頼	八三一
三吉 孜	八〇〇
乗本 吉郎	橋本二五七
監事 山川 栄	二二一
加藤 幡敏	三五四
乗本 昭一	三〇二

昭和五十六年三月二十一日就任 任期四年

鳥取県告示第八百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり勝田川土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年八月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

就任した役員の氏名及び住所

理事 中井 武彦 東伯郡赤碓町大字竹内三六四

昭和五十七年五月三十日就任 任期昭和五十八年十二月三日まで

鳥取県告示第八百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり八頭中央土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年八月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の氏名及び住所

理事 賀川 幸雄 八頭郡郡家町大字久能寺二八〇

昭和五十七年五月三日退任

鳥取県告示第八百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大山土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年八月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の氏名及び住所

理事 齋木 章二 西伯郡大山町保田一四

昭和五十七年六月二十九日退任

## 鳥取県告示第八百四号

日南町から申請のあつた町営土地改良（花口（下花口）地区は場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年八月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年八月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第八百五号

東伯町から申請のあつた町営土地改良（下見地区は場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年八月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年八月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第八百六号

東伯町から申請のあつた町営土地改良（野井倉地区は場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年八月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年八月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第八百七号

岸本町から申請のあつた町営土地改良（小林地区ため池等整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年八月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年八月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第八百八号

岩美町から申請のあつた町営土地改良（本庄地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年八月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年八月十日

鳥取県告示第八百九号

赤碕町から申請のあつた町営土地改良(赤碕(宮木)地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年八月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年八月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千四百円(送料を含む。)】